

令和 4 年 7 月 2 9 日

○規則

小田原市駅前広場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

小田原市財務規則の一部を改正する規則

小田原市駅前広場条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市駅前広場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 4 年 7 月 2 9 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 3 3 号

小田原市駅前広場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

小田原市駅前広場条例の一部を改正する条例（令和 4 年小田原市条例第 1 2 号）の施行期日は、令和 4 年 8 月 2 3 日とする。

小田原市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 7 月 2 9 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 3 4 号

小田原市財務規則の一部を改正する規則

小田原市財務規則（昭和 3 9 年小田原市規則第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 5 条の 2 中「第 2 3 1 条の 2 第 6 項」を「第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項」に改める。

第 9 2 条の 2 に次の 1 項を加える。

- 6 令第 1 6 4 条第 5 号の規則で定める経費は指定納付受託者に納付させる収入金の取扱いに係る手数料（これに相当する経費を含む。）とし、同号の規則で定める収入金は当該指定納付受託者に納付させる収入金とする。

附 則

この規則は、令和 4 年 8 月 2 3 日から施行する。ただし、第 5 5 条の 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

小田原市駅前広場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 7 月 2 9 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 3 5 号

小田原市駅前広場条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市駅前広場条例施行規則（平成 2 9 年小田原市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

3 条例第 2 条の 2 第 2 項の規則で定める同条第 1 項第 4 号に掲げる附帯施設は、第 1 項第 4 号に掲げる駅前広場に設置する一般車駐車場とする。

第 1 1 条の次に次の 2 条を加える。

（一般車駐車場内の事故等の責任）

第 1 2 条 一般車駐車場において、車両同士の接触、物品等の盗難、天災等により使用者又は第三者に損害が生じても、市は、その賠償の責任を負わない。

（一般車駐車場の管理等に係る実施細目）

第 1 3 条 この規則に定めるもののほか、一般車駐車場の管理等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 4 年 8 月 2 3 日から施行する。